

松山市第7期障がい福祉計画・

松山市第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

松山市

目次

第1章 計画の概要	1
1 趣旨・目的	1
2 計画の基本方針	1
3 計画の位置付けと計画期間.....	2
4 計画の達成状況の点検及び評価.....	2
5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系図（本市が実施する事業）	3
第2章 前計画の目標の達成状況	4
1 施設入所者の地域生活への移行.....	4
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	6
3 地域生活支援の充実（地域生活支援拠点等の整備）	10
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	11
5 障がい児支援の提供体制の整備等（障害児通所支援等の地域支援体制の整備） ..	15
6 相談支援体制の充実・強化等.....	16
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	18
第3章 令和8年度までの目標（重点的に取り組む項目）	19
1 施設入所者の地域生活への移行.....	19
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	21
3 地域生活支援の充実.....	23
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	25
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	28
6 相談支援体制の充実・強化等.....	30
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	34
第4章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込量等	35
1 障害福祉サービス.....	35
2 相談支援	42

3	障害児通所支援	43
4	障害児相談支援	45
5	障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ.....	46
第5章 地域生活支援事業の実施状況と見込量等.....		47
1	理解促進研修・啓発事業.....	47
2	自発的活動支援事業.....	47
3	相談支援事業	47
4	成年後見制度利用支援事業.....	48
5	意思疎通支援事業.....	48
6	日常生活用具給付等事業.....	49
7	手話奉仕員養成研修事業.....	50
8	移動支援事業	50
9	地域活動支援センター事業.....	51
10	障害児等療育支援事業.....	51
11	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業.....	52
12	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業.....	53
13	任意事業	53
第6章 資料編		55
1	障がい者等の概況.....	55
2	松山市障がい者総合支援協議会.....	58
3	松山市障がい福祉計画等策定検討会.....	70
4	その他資料	72

第1章 計画の概要

1 趣旨・目的

松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号、最終改正令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号。以下「国の基本指針」という。）に即し、障がい者及び障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込みや、地域生活支援事業の実施に関する事項について策定するものです。

2 計画の基本方針

本計画では、国の基本指針によって示された次の7項目について、松山市第6期障がい福祉計画・松山市第2期障がい児福祉計画（以下「前計画」という。）の実績を検証しながら、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供に係る数値目標や見込量等を設定します。また、本計画策定後は、これらの数値目標等の達成状況を検証しながら、関係機関と連携して障がい者及び障がい児が地域で生活するために必要なサービスを提供する体制の確保に努めます。これにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

【重点的に取り組む項目（国の基本指針に基づく）】

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障がい児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3 計画の位置付けと計画期間

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に基づき策定し、国の基本指針及び愛媛県が策定する障がい福祉計画・障がい児福祉計画を踏まえ策定します。また、本計画は、障がい福祉の基本計画に当たる「松山市第 4 期障がい者計画」の具体的な数値目標を定める実行計画として策定するもので、計画の期間は、国の基本指針に即して、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

計画名	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者計画	→						→					
	松山市第 3 期障害者計画						松山市第 4 期障がい者計画					
障がい福祉計画	→			→			前計画			本計画		
	第 4 期			第 5 期			第 6 期			第 7 期		
障がい児福祉計画	/			第 1 期			第 2 期			第 3 期		

4 計画の達成状況の点検及び評価

本計画で重点的に取り組む項目や障害福祉サービス等の見込量の実績については、福祉・保健・医療・労働・教育等の関係者で構成される「松山市障がい者総合支援協議会」やその下部組織である各専門部会に対して報告し、達成状況について検証を行った上で、取組の見直しを検討するなど、計画の達成に向けた取組を進めていきます。

5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系図 (本市が実施する事業)

障害福祉サービス	<u>介護給付費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所 ・重度障害者等包括支援 ・施設入所支援 	<u>訓練等給付費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型） ・就労継続支援（B型） ・就労定着支援 ・自立生活援助 ・共同生活援助（グループホーム） 		
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 			
障害児通所支援等	<u>障害児通所支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 	<u>障害児相談支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児相談支援 <u>障害児入所支援</u> <p>※障害児入所支援は、愛媛県が実施主体となります。</p>		
地域生活支援事業	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="387 1182 858 1863"> <u>必須事業</u> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 ・障害児等療育支援事業 ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 </td> <td data-bbox="858 1182 1364 1863"> <u>任意事業</u> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス ・生活訓練等 ・日中一時支援 ・地域移行のための安心生活支援 ・レクリエーション活動等支援 ・点字・声の広報等発行 ・奉仕員養成研修 ・障害支援区分認定等事務 ・自動車運転免許取得・改造助成 </td> </tr> </table>		<u>必須事業</u> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 ・障害児等療育支援事業 ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 	<u>任意事業</u> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス ・生活訓練等 ・日中一時支援 ・地域移行のための安心生活支援 ・レクリエーション活動等支援 ・点字・声の広報等発行 ・奉仕員養成研修 ・障害支援区分認定等事務 ・自動車運転免許取得・改造助成
<u>必須事業</u> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 ・障害児等療育支援事業 ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 	<u>任意事業</u> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス ・生活訓練等 ・日中一時支援 ・地域移行のための安心生活支援 ・レクリエーション活動等支援 ・点字・声の広報等発行 ・奉仕員養成研修 ・障害支援区分認定等事務 ・自動車運転免許取得・改造助成 			

第2章 前計画の目標の達成状況

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 地域移行の人数について

【目標1】

令和3年度から令和5年度までの3年間で、令和元年度末の施設入所者数(452人)の4.0%に当たる18人以上が地域生活へ移行することを目指します。

【実績1】

令和3年度から令和5年12月までで合計17人が地域生活へ移行しており、目標と同等の実績となる見込みです。

表1 福祉施設の入所者の地域生活への移行人数(人)

(参考) R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	累計 (R3～R5年度)	目標 (R3～R5年度)
5	4	10	3	17	18

※令和5年度実績は令和5年12月末時点の情報です。

(2) 施設入所者数の減少について

【目標2】

令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数(452人)から1.1%以上減少(5人以上減少)することを目指します。

【実績2】

令和5年12月末時点で、464人が施設入所しており、目標達成は難しい状況です。

表2 年度末時点の施設入所者数(人)

(参考) R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標 R5年度
452	463	463	464	447

※令和5年度実績は令和5年12月末時点の情報です。

【現状・評価】

地域生活へ移行した人数は目標と同等の見込みである一方、施設入所者数の減少にはなっていないませんでした。これは、グループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）の事業所数が増え、地域移行の受け皿の整備が一定程度進んでいるものの、施設入所の待機者数（実人数）は、平成 28 年度末で 248 人、令和元年度末で 361 人、令和 4 年度末には 379 人となっており、施設入所を希望する人数が増加傾向にあるためと考えられます。

（参考）表 3 グループホームの整備に対する補助によって増加した利用定員数（人）

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
目標値	36	36	36
実績値	0	8	0

※令和 5 年度は令和 5 年 12 月時点の情報です。

（参考）表 4 居住系サービス事業所数等の推移

項目		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
共同生活援助	事業所数	29	33	38	46	54	60
	定員数（人）	675	734	825	906	1,018	1,091
施設入所支援	事業所数	14	14	14	14	14	14
	定員数（人）	630	630	630	620	620	620

※令和 5 年度は令和 5 年 12 月時点の情報です。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域移行の推進

【目標1】

地域生活移行検討会など、医療及び福祉関係者による協議の場をより充実させ、「入院医療中心から地域生活中心へ」と更なる取組を推進します。

【実績1】

表 5 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）

項目	(参考) R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
目標値	14	14	14	14
実績値	14	14	13	9

※令和5年度実績は令和5年12月末時点の情報です。

表 6 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）

関係者	項目	(参考) R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
合計	目標値	27	27	29	29	
	実績値	27	27	29	44	
内訳	保健 関係者	目標値	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	3
	医療 関係者	目標値	8	8	8	8
		実績値	8	8	8	8
	福祉 関係者	目標値	10	10	10	10
		実績値	10	10	10	25
	当事者	目標値	0	0	2	2
		実績値	0	0	2	3
	その他	目標値	7	7	7	7
		実績値	7	7	7	5

※令和5年度実績は令和5年12月末時点の情報です。

表 7 保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数（回）

取組	項目	(参考) R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
目標設定	目標値	2	2	2	2
	実績値	2	2	1	1
評価	目標値	2	2	2	2
	実績値	2	2	1	1

※令和 5 年度実績は令和 5 年 12 月末時点の情報です。

【目標 2】

令和 3～5 年度の 3 年間で、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を利用して、精神科病院から 45 人が地域生活に移行することを目指します。

【実績 2】

表 8 精神障がい者の地域移行、共同生活援助の利用者数（人）

指標	項目	(参考) R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	目標値	20	25	25	25
	実績値	33	13	11	15
精神障害者の共同生活援助の利用者数	目標値	117	126	135	144
	実績値	154	190	206	241

※令和 5 年度実績は令和 5 年 12 月末時点の情報です。

表 9 精神障害者地域移行・地域定着支援事業を利用して、精神科病院から地域生活に移行した人数（人）

(参考) R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	累計 (R3～R5 年度)	目標 (R3～R5 年度)
13	9	8	8	25	45

※令和 5 年度実績は令和 5 年 12 月末時点の情報です。

(2) 地域生活支援の強化

【目標】

地域生活に移行できた精神障がい者の安定した地域生活の継続のため、地域生活支援の強化を図ります。

【実績】

表 10 地域定着支援、自立生活援助の利用者数（人）

指標	項目	(参考) R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
精神障害者の地域定着支援の利用者数	目標値	57	70	70	70
	実績値	67	53	48	46
精神障害者の自立生活援助の利用者数	目標値	3	3	4	5
	実績値	5	5	7	3

※令和 5 年度実績は令和 5 年 12 月末時点の情報です。

表 11 サロン（当事者同士が情報交換のできる交流の場）の拠点数（箇所）

(参考) R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
6	5	5	5

※令和 5 年度実績は令和 5 年 12 月末時点の情報です。

表 12 こころの健康フォーラム（当事者と地域住民の交流会含む）実施回数及び参加人数

項目	(参考) R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実施回数 (回)	8	7	8	—
参加人数 (人)	175	33	422	—

※年度末に実施報告があるため、令和 4 年度までの情報です。

【現状・評価】

- ・ これまでに、一定数の対象者が精神科病院を退院し、地域生活に移行できたと考えています。今後は、対象者が安定した地域生活を継続するよう地域生活支援の強化に努めます。
- ・ 長期入院患者の高齢化と重度化が進んでいるため、今後は、介護関係者等との更なる連携強化に努めます。
- ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を定期的に設け、令和 5 年度には参加する相談支援事業所を増やし、連携の強化に努めました。
- ・ 令和 4 年度から新たに当事者が協議の場に参加しました。当事者の意見を今後の取組に反映できるよう努めます。

3 地域生活支援の充実（地域生活支援拠点等の整備）

【目標】

面的な整備を行っている地域生活支援拠点等¹を維持し、機能の充実に努めます。

【実績】

松山市障がい者総合支援協議会の相談支援部会に、地域生活支援拠点等小部会を設置し、現状の評価と課題の洗い出しを行いました。また、本市の地域生活支援拠点等の相談機能を担う「障がい者総合相談窓口」²や「障がい者（北部・南部）地域相談支援センター」³が連携し、相談支援従事者を対象とした事例検討会等を行い、相談の質の向上に努めました。

【現状・評価】

地域生活支援拠点等小部会では、面的整備を行っている地域生活支援拠点等の機能や運用状況を検証・検討するとともに、地域の相談支援事業所等に広く周知して、その機能をより強化していく必要があると指摘されています。

¹ 地域生活支援拠点等：緊急時に迅速・確実な相談支援、短期入所等を活用できるようにすること（地域での生活の安心感を担保）や地域生活の体験の提供を通して、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供するためのもので、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを行う体制を指します。また、地域生活支援拠点等の面的整備とは、地域の複数の事業者が地域生活支援拠点等の機能を担い、地域全体で「障がい者・障がい児を支援する」、「障がい者・障がい児とその家族の緊急事態に迅速に対応する」体制を整えることで、建物としての「拠点」は置かず、既存の体制の活用、機能強化により対応します。

² 障がい者総合相談窓口：身体、知的、精神の3障がいに加え、高次脳機能障がい、難病患者等を対象とした相談窓口として、松山市が社会福祉法人松山市社会福祉協議会に委託して運営しています。

³ 障がい者地域相談支援センター：障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職員が相談を受けて必要な援助、支援を行う窓口として、平成25年4月から、松山市内の北部と南部に障がい者地域相談支援センターを設置しています。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【目標1】

- ・ 令和5年度中に、令和元年度実績（84人）の1.27倍に当たる107人の一般就労への移行を目指します。
- ・ うち、就労移行支援については、令和元年度実績（29人）の1.35倍に当たる39人の一般就労を目指します。
- ・ うち、就労継続支援A型については、令和元年度実績（30人）の1.26倍に当たる38人の一般就労を目指します。
- ・ うち、就労継続支援B型については、令和元年度実績（24人）の1.25倍に当たる30人の一般就労を目指します。

【実績1】

表 13 福祉施設から一般就労への移行人数等（人）

項目	(参考) R元年度	(参考) R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	【目標】 R5年度
(1)一般就労移行 者数	84	78	99	82	—	107
(2)(1)のうち、就 労移行支援事業か らの移行者数	29	23	26	23	—	39
(3)(1)のうち、就 労継続支援A型事 業からの移行者数	30	25	26	26	—	38
(4)(1)のうち、就 労継続支援B型事 業からの移行者数	24	13	27	18	—	30

※令和5年度の実績は事業所アンケート等により令和6年6月頃に集計する予定です。

【目標 2】

就労移行支援事業等を通して、一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。

【実績 2】

表 14 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業利用者の割合 (%)

R3 年度	R4 年度	R5 年度	【目標】 R5 年度
63.6%	92.7%	—	70%

※令和 5 年度の実績は事業所アンケート等により令和 6 年 6 月頃に集計する予定です。

【目標 3】

就労定着支援事業の就労定着率⁴について、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目指します。

【実績 3】

表 15 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合 (%)

R3 年度	R4 年度	R5 年度	【目標】 R5 年度
37.5%	66.7%	77.8%	70%

※令和 5 年度の実績は令和 5 年 12 月 1 日時点の情報です。

⁴ 就労定着率：過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

【目標 4】

障害者支援施設等からの物品等の調達、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条に基づき、毎年度調達の推進を図るための方針を策定し、この中で具体的な調達目標を定めるものとします。

【実績 4】

表 16 障害者支援施設等からの物品の調達実績（千円）

項目	(参考) R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
目標値	17,000	17,000	17,000	17,500
実績値	15,407	14,572	19,911	14,647

※令和 5 年度の実績は令和 5 年 11 月末時点の情報です。

【現状・評価】

- ・ 一般就労への移行者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間であり、目標の達成には至っていないものの、令和元年度と同等の水準で推移しています。
- ・ また、県内企業の障がい者雇用率は、令和 5 年 6 月時点で 2.51%と、法定雇用率（2.3%）を達成しています。
- ・ 平成 30 年 4 月から創設された就労定着支援事業については、一般就労への移行者数に占める利用者数の割合は目標値を達成できる見込みです。また、就労定着率の 8 割以上となった事業所の割合もおおむね目標と同等の割合となる見込みです。
- ・ 一方で、一般就労への移行者のうち、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）の利用者は目標を達成できなかったため、各障害福祉サービス事業所や関係機関との連携が必要です。
- ・ 障害者支援施設等からの物品等の調達については、制度の周知と理解促進を図っており、令和 2 年度と 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響などから落ち込んだものの、令和 4 年度は行動制限の緩和等に伴い、実績金額は過去最高となりました。

- ・ なお、障がい者総合相談窓口（令和4年度までは障がい福祉課）に障がい者就労支援専門員⁵を配置して障がい者の就労の直接支援を行っており、今後も継続した支援が必要です。

（参考）表 17 障がい者就労支援専門員の支援により一般就労等につながった件数
（件）

項目	(参考) R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
一般就労への移行	7	10	5	10
就労継続支援 A 型事業の利用	21	14	9	11
就労継続支援 B 型事業の利用	16	13	4	11
その他	3	5	2	5
合計	47	42	20	37

※令和5年度実績は令和5年12月末時点の情報です。

⁵ 障がい者就労支援専門員：障がいの種別を問わず、障がいのある方からの就労相談を受け、本人の希望や状態に応じた就職先の紹介や新規開拓などを行い、関係機関と連携しながら就労を支援しています。

5 障がい児支援の提供体制の整備等 (障害児通所支援等の地域支援体制の整備)

【目標】

医療的ケア児について、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、医療的ケア児等コーディネーター等の関係機関等が連携を図るための協議の場（松山市医療的ケア児支援検討会）を活用して、引き続き医療的ケア児への支援体制づくりの検討を進めます。

【実績】

- ・ 「松山市医療的ケア児支援検討会」での協議を通して、医療的ケア児やその保護者に対する情報発信のツールとして、「医療的ケア児支援のしおり」を作成し、市のホームページに公開したほか、令和4年度から総合病院などの関係機関に配布するなど、情報提供に努めました。
- ・ 令和4年度に開設した、子どもの発達に関して相談を受け付ける「こどもの相談室ふらっと」に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置するなど、相談体制を整備しました。

表 18 医療的ケア児支援の体制等

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
「松山市医療的ケア児支援検討会」 開催実績 (回)	2	1	1
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数 (人)	23	23	30

※令和5年度の実績は、令和5年12月1日時点の見込みです。

※医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数は、「こどもの相談室ふらっと」のほか、市内の障害児相談支援事業所等での配置人数です。

【現状・評価】

上記の取組に加えて、災害時等の停電に備えて、医療的ケア児の呼吸器等に必要となる非常用電源を、令和5年度から「日常生活用具給付等事業」の対象品目に追加しました。

6 相談支援体制の充実・強化等

【目標1】

更なる総合的・専門的な相談支援が確保できるよう体制整備を進めます。

【実績1】

表 19 総合的・専門的な相談支援の実施件数（件）

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
目標値	22,000	22,000	22,000
実績値	26,576	33,909	26,250

※障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センター、「こどもの相談室ふらっと」での相談支援の実施件数

※令和5年度実績は令和5年12月末時点の情報です。

【目標2】

地域の相談支援体制の強化を進めます。

【実績2】

表 20 地域の相談支援事業者への支援件数

取組内容	項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	目標値	4	4	4
	実績値	4	5	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件）	目標値	4	4	4
	実績値	4	5	4
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	目標値	4	4	4
	実績値	4	5	4

※令和5年度実績は令和5年12月末時点の情報です。

表 21 ペアレントトレーニング等の参加人数等（人）

取組内容	項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ペアレントトレーニング、 ペアレントプログラム等 の支援プログラム等の受 講者数	目標値	10	10	10
	実績値	4	5	12
ペアレントメンターの人 数	目標値	5	5	5
	実績値	14	25	24
ピアサポート活動への参 加人数（ペアレントメンタ ー相談会）への参加人数	目標値	10	10	10
	実績値	4	37	22

※令和 5 年度実績は令和 5 年 12 月末時点の実績又は見込みです。

【現状・評価】

- ・ 障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センターの運営に加えて、新規事業として、令和 4 年度に子どもの発達に関して相談を受け付ける「こどもの相談室ふらっと」を設置し、子どもの状況に応じて必要な支援につなぐ体制を整備しました。
- ・ 令和 3 年度までは愛媛県の事業で行っていたペアレントメンターによる子どもの発達障がい等に関する相談会（ペアレントメンター相談会）を、令和 4 年度から松山市で独自で行うこととし、年 4 回程度相談会を開催するなど、ピアサポートによる不安解消につなげました。
- ・ 障がい者総合相談窓口と障がい者（北部・南部）地域相談支援センターが共同で、地域の相談支援事業所を対象に事例検討会を行い、地域の相談支援体制の強化に努めました。
- ・ 加えて、松山市障がい者総合支援協議会の相談支援部会を中心に、相談支援従事者初任者研修及び現任研修のインターバル実地研修を行い、地域の相談支援体制の充実強化につなげました。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (障害福祉サービス等の質の向上)

【目標】

障がい福祉課及び保健予防課に配属されている職員が、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証等を行います。

【実績】

表 22 障害福祉サービス等の質の向上に関する取組

取組内容	項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
県が実施する研修等への市職員の参加人数（人）	目標値	2	2	2
	実績値	0	3	8
障害者自立支援審査支払等システムを活用した事業所や自治体との共有回数（回）	目標値	2	2	2
	実績値	2	2	2
指導監査結果の関係市町村との共有回数（回）	目標値	3	3	3
	実績値	1	1	1

※令和5年度は令和5年12月末時点の実績又は見込みです。

【現状・評価】

新型コロナウイルス感染症の影響により、研修や他自治体、事業所との会議が制限されたものの、愛媛県が実施する「発達障がい支援者研修会」等に障がい福祉課の職員が参加しました。今後も引き続き、障害福祉サービス等の質の向上のため、愛媛県等と連携し、担当職員の知識向上等に努めます。

第3章 令和8年度までの目標（重点的に取り組む項目）

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、数値目標や具体的な目標を設定します。目標値や目標内容は、国の基本指針を参考に、前計画の実績や本市の実情に応じて設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者の地域生活への移行を推進するため、国の基本指針及びサービスの利用実態を参考に、令和8年度末時点の数値目標を設定しました。

国の基本指針
・ 地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
・ 施設入所者数：令和4年度末時点から5%以上削減

項目	根拠	人数
現状の施設入所者数	令和4年度末時点の施設入所者数	463
【目標】 地域移行者数	・ 令和8年度までの累計人数 ・ 令和4年度末の施設入所者数の4.0%に当たる人数 ・ 前計画と同水準を目標値として設定	19
【目標】 施設入所者数	・ 令和8年度末時点の人数 ・ 令和4年度末の施設入所者数の1.1%以上（6人以上）減少することを目指す ・ 前計画と同水準を目標値として設定	457

- 施設入所者の地域生活への移行の現状
 - ・ 先述のとおり、令和2年度末と比較して施設入所者数は減少しておらず、前計画で設定した目標（令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数：452人から5人以上減少することを目指す）の達成は難しい状況です。
 - ・ これは、グループホームの事業所数は増え、地域移行の受け皿の整備は進みつつある一方、入所待機者が増加傾向（平成28年度末：248人、令和4年度末：379人）であることに加え、施設入所者の高齢化（平成28年度：49.4歳、令和4年度：51.9歳）

によって地域移行が難しい方も一定数いることなどが要因と考えられますので、これらの本市の実情を考慮して目標を設定しました。

● 目標達成に向けた方策等

- ・ 後述する地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持っており、施設入所者や入所待機者にとって、それぞれ地域生活への移行、継続を考える上で重要な機能となります。本市では、既に面的な整備を行っていますので、引き続き地域生活支援拠点等の機能を維持するとともに、更なる充実に努めます。
- ・ また、施設入所者の障がい種別ごとの実態や地域移行の課題について、施設や入所者にヒアリング等を実施し、実態の把握に努めるほか、これまで継続的に実施している松山市障がい者総合支援協議会の相談支援部会で、これらヒアリング等の結果を踏まえながら調査・研究に取り組みます。
- ・ あわせて、地域移行の受け皿の整備を進めるため、令和5年度から市街化調整区域にも事業所を新設できるように要件を緩和しました。この要件緩和について各事業所に周知するとともに、国の施設整備補助事業等の活用を促すことで、グループホームの整備による定員数の増加につなげます。

表 23 グループホームの整備によって増加する利用定員数等の見込み

(年度末時点・人)

項目	R5 年度 上段：見込 (下段：実績)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
共同生活援助 定員数の見込み	1,100 (1,091)	1,180	1,250	1,320
増加する定員数の 見込み(対前年度比)	82 (73)	80	70	70
うち、補助により 増加する定員数	—	24	24	24

※令和5年度(実績)は、令和5年12月1日時点の情報です。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、国の基本指針を参考に目標を設定しました。

<p>国の基本指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上 ・精神病床における 1 年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率：入院後 3 か月時点 68.9%以上、入院後 6 か月時点 84.5%以上、入院後 1 年時点 91.0%以上

目標	
地域生活支援の強化	地域の理解促進や支援者の資質向上に努めるなど、精神障がい者の安定した地域生活の継続のため、地域生活支援の強化を進めます。
地域移行の推進	できるだけ早く地域生活に移行できるよう、保健・医療及び福祉関係者による協議の場を充実させ、連携支援体制の強化を進めます。

● 目標達成のための方策等

- ・ 精神障がい者が地域で安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場（地域生活移行検討会等）で、情報共有や連携強化に努めます。
- ・ 長期入院精神障がい者の退院支援や地域生活支援を充実させるために、精神科病院や相談支援事業所等を対象にした連絡会や研修会を開催します。
- ・ 入院中の精神障がい者の地域移行を進めるために、地域移行支援及び地域定着支援の利用を促します。また、精神科病院、相談支援事業所、介護保険分野等の関係機関やピアサポーター等と連携し、退院への動機付け支援を進めます。
- ・ 精神障がい者の日常生活を支えるために相談支援体制の充実とともに、本人の意向を尊重したサービスが提供されるよう、検討会等を通じて相談支援事業所等の資質の向上に努めます。
- ・ 精神障がい者が生活しやすい地域づくりのため、地域で精神疾患や障害の正しい知識の普及や偏見をなくす取組を充実させます。

表 24 保健、医療及び福祉関係者との協議の場の開催回数等の見込み及び精神障がい者の利用者数の見込み

項目		R6 年度	R7 年度	R8 年度
協議の場の開催回数 (回)		14	14	14
協議の場への参加者数 (人)		44	46	47
内 訳	保健関係者 (人)	3	3	3
	医療関係者 (人)	8	9	9
	福祉関係者 (人)	25	25	25
	介護関係者 (人)	0	1	1
	当事者 (人)	3	3	3
	家族 (人)	0	0	1
	その他 (人)	5	5	5
精神障がい者の地域移行支援利用者数 (人)		25	25	25
精神障がい者の地域定着支援利用者数 (人)		70	70	70
精神障がい者の共同生活援助利用者数 (人)		270	300	320
精神障がい者の自立生活援助利用者数 (人)		5	5	5
精神障がい者の自立訓練 (生活訓練) 利用者数 (人)		15	15	15

3 地域生活支援の充実

障がい者等の地域生活への安心感を担保するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点の機能を更に強化するため、国の基本指針を参考に目標を設定しました。

<p>国の基本指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。 年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。 強度行動障害を有する者に関し、各市町村において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。 	
--	--

目標	
地域生活支援拠点等の維持、機能の充実	既に面的な整備を行っている地域生活支援拠点等について、緊急時の連絡体制を維持するとともに、効果的な支援体制となるよう支援実績を集計して運用状況を検証します。
支援の実績などの報告	地域生活支援拠点等の支援の実績を、松山市障がい者総合支援協議会の相談支援部会等に、令和6年度から年1回程度報告します。
強度行動障害に関する実態把握	地域の相談支援事業所や障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センターと連携して、強度行動障害等を有する方の支援ニーズなど、実態把握に努めます。

- 目標達成のための方策等
 - 既に面的な整備を行っている地域生活支援拠点等について、緊急時の連絡体制等その機能を維持するとともに、体制強化のため、障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センターと連携して、支援の実績等を集計してその機能や運用状況について検証する仕組みを整えるほか、地域生活支援拠点等の機能について、市内の事業所に対して周知するリーフレット類の作成を検討するなど、面的整備を構成する相談支援事業所等との連携を強化します。
 - また、松山市障がい者総合支援協議会の相談支援部会などの協議の場を活用して、地域生活支援拠点等の運用状況を定期的に報告します。

- ・ なお、強度行動障害の方からの相談件数や内容等は、これまで統計的に集計できていないため、地域の相談支援事業所や障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センターと連携して、令和6年度中に支援ニーズを把握するための体制整備を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者等の就労及び定着を推進するため、国の基本指針を参考に、福祉施設利用者の一般就労促進や職場定着率の向上を目指すため数値目標を設定しました。

国の基本指針

- ・ 福祉施設から一般就労への移行者数：令和3年度移行実績の1.28倍以上
- ・ うち、就労移行支援事業：令和3年度移行実績の1.31倍以上
- ・ うち、就労継続支援A型事業：令和3年度移行実績の概ね1.29倍以上
- ・ うち、就労継続支援B型事業：令和3年度移行実績の概ね1.28倍以上
- ・ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度実績の1.41倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上

● 令和3年度実績

項目	根拠等	人数
一般就労への移行者数	(1) 令和3年度の福祉施設から一般就労への移行者数	99
就労移行支援事業からの移行者	(2) (1)のうち、就労移行支援事業からの移行者	26
就労継続支援A型事業からの移行者	(3) (1)のうち、就労継続支援A型事業からの移行者	26
就労継続支援B型事業からの移行者	(4) (1)のうち、就労継続支援型事業からの移行者	27
就労定着支援事業の利用者数	(5) 令和3年度の実績	63

● 目標設定（国の基本指針に即して設定）

項目	根拠等	人数
【目標 1-1】 福祉施設から一般就労への移行者数	・令和 8 年度の移行者数 ・令和 3 年度の実績（1）の 1.28 倍以上	127
【目標 1-2】 就労移行支援事業から一般就労への移行者数	・令和 8 年度の移行者数 ・令和 3 年度の実績（2）の 1.31 倍以上	35
【目標 1-3】 就労継続支援 A 型事業からの移行者	・令和 8 年度の移行者数 ・令和 3 年度の実績（3）の 1.29 倍以上	34
【目標 1-4】 就労継続支 B 型事業からの移行者	・令和 8 年度の移行者数 ・令和 3 年度の実績（4）の 1.28 倍以上	35
【目標 2】 就労定着支援事業の利用者数	・令和 8 年度の利用者数 ・令和 3 年度の実績（5）の 1.41 倍以上	89

項目	目標
【目標 3】 就労移行支援事業の推進	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 50%以上の事業所が、50%以上となることを目指します。
【目標 4】 就労定着支援事業の推進	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 70%以上 ⁶ の事業所を、全体の 25%以上となることを目指します。 (令和 5 年 12 月 1 日時点 : 77.7%)
【目標 5】 優先調達の取組継続	障害者支援施設等からの物品等の調達は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条に基づき、毎年度調達の推進を図るための方針を策定して調達目標を定め、障害者支援施設等の受注拡大に努めます。

⁶ 就労定着実績体制加算：前年度末から過去 6 年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において 3 年 6 か月以上 6 年 6 か月未満に該当した者の割合が 7 割以上であることを要件としている。

● 目標達成のための方策等

- ・ 障がい者総合相談窓口に障がい者就労支援専門員を配置して、障がい者の就労を直接支援する取組を継続するとともに、障害福祉サービス事業所、えひめ障がい者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化するために、これらの関係機関が参画する松山市障がい者総合支援協議会の就労支援部会で、取組状況の共有と課題の洗い出しを行います。
- ・ 一般就労への移行者数等の実績について、これまで各事業所へのアンケートを通じて集計していましたが、今後は実績の確認だけでなく、目標数値の共有や目標達成のための課題の洗い出し、各サービス利用者の状況把握などができるようアンケート内容を見直して状況把握を行い、各事業者との連携強化に努めます。
- ・ また、本市が民間企業向けに実施する「発達障がい者就労支援研修会」で、引き続き発達障がい者の就労や職場定着に向けて配慮すべき内容についての周知啓発を実施しながら、民間企業等の障がい者雇用に対する理解の促進に努めます。
- ・ 障害者支援施設等からの物品等の調達の実績は、おおむね増加傾向で推移していますが、今後は施設の受注能力に配慮しながら更に活用を促すことで、障害者就労施設の受注の拡大につなげます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築及び心身障がい児への支援体制の強化のため、国の基本指針に基づき、目標を設定しました。

<p>国の基本指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1カ所以上 ・ 児童発達支援センター等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。 ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保：各市町村又は各圏域に1カ所以上 ・ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。 	
---	--

目標・考え方	
児童発達支援センターの設置	<p>既に市内に4カ所設置されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松山市児童発達支援センターひまわり園 ・ 児童発達支援センターあゆみ学園 ・ 指定多機能型事業所くるみ園 ・ 児童発達支援センター天使園
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築 ⁷	<p>松山市児童発達支援センターひまわり園を運営する社会福祉法人松山市社会福祉事業団が、「こどもの相談室ふらっと」で一体的に保育所等訪問支援⁸等の関連事業を行うなど、市内の7事業所（うち3カ所が児童発達支援センターと合わせて運営）が保育所等訪問支援事業を行っており、今後も地域の事業所と連携しながら障がい児等への支援を行います。</p>

⁷ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築：社会の様々な場面で、発達が気になる子どもの状態や特性に応じた合理的配慮の提供を進めるとともに、保育所等の一般施策での支援力を向上させて、子育て支援策全体の中で発達が気になる子どもへの支援を行う地域の体制づくりを進めること。

⁸ 保育所等訪問支援事業：保育所等を訪問し、障がい児に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行うサービス

目標・考え方	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	松山市児童発達支援センターひまわり園内の「ひだまりクラブ」を含めて、6つの児童発達支援事業所、8つの放課後等デイサービスが主に重度心身障がい児の受入れを行っており、今後も地域の事業所と連携しながら重度心身障がい児への支援を行います。
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育、医療的ケア児等コーディネーター等の関係機関等と協議する「松山市医療的ケア児支援検討会」を設置済みであり、同検討会での協議を継続します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	「こどもの相談室ふらっと」に医療的ケア児等コーディネーターを計3名配置しています。 また、医療的ケア児等コーディネーターが所属する地域の相談支援事業所等とも連携を図りながら、医療的ケア児への支援を行います。

表 25 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数（人）	30	37	37

● 目標達成のための方策等

- 松山市障がい者総合支援協議会のこども支援部会からの発案で、市内4カ所の児童発達支援センターが中心となって、令和4年10月に「松山市児童発達支援連絡協議会」が発足しました。同連絡協議会の活動を通じて、児童発達支援事業所の課題の共有や相互の情報交換を行います。加えて、放課後等デイサービスの事業所についても同様に、情報交換や課題共有を行う体制づくりを検討し、各事業所との連携強化に努めることで、障害児通所支援事業所での支援の質の向上につなげます。
- また、令和4年3月に作成した「医療的ケア児支援のしおり」について、松山市医療的ケア児支援検討会で内容の見直しや更新を行い、総合病院など関係機関に毎年度配布するなど、情報提供を継続するほか、令和4年度に愛媛県が設置した「医療的ケア児支援センター」等と連携しながら、引き続き医療的ケア児への支援体制づくりの検討を進めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

地域での相談支援体制の維持や関係機関等との連携の緊密化のため、国の基本指針に基づき、目標を設定しました。

国の基本指針

- ・ 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

(1) 基幹相談支援センターの設置

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

- ①基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- ②地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- ③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
- ④個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。
- ⑤基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置数見込みを設定する。

- ・ 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

- ①協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）の見込みを設定する。
- ②参加事業者・機関数の見込みを設定する。
- ③協議会の専門部会の設置数の見込みを設定する。
- ④協議会の実施回数（頻度）の見込みを設定する。

目標・考え方	
(1) 基幹相談支援センターの設置	現状の相談支援体制を生かした枠組みとすることを前提として、その役割や必要性について先行事例を調査・研究しながら検討を進めます。
(2) 地域の相談支援体制の強化	障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センター、「こどもの相談室ふらっと」が中心に行っている地域の相談支援事業所への支援の取組を継続して行います。
(3) 協議会での個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	松山市障がい者総合支援協議会の各専門部会（相談支援部会・こども支援部会・就労支援部会）と地域の相談支援事業所との連携強化に努めます。
(4) 発達障がい児等に対する支援（ペアレントメンター活動）	ペアレントメンター相談会の活動を通じて、発達障がい児等の保護者へのピアサポート活動を行います。

目標（2）表 26 地域の相談支援体制の強化について（活動見込み）

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度
①地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	5	5	5
②地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	5	5	5
③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	5	5	5
④個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）	5	5	5
⑤主任相談支援専門員 ⁹ の配置数（人）	4	4	4

⁹ 主任相談支援専門員：地域で指導的、中核的な役割を担う人材で、所定の研修を受講した相談支援従事者で、障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センター、「こどもの相談室ふらっと」への配置数を目標指標として設定します。

目標（３）表 27 協議会での個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善
（活動見込み）

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度
①協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）	—	1	1
②事例検討への参加事業者・機関数（事業所数）	—	10	10
③協議会の専門部会の設置数	3	3	3
④協議会の専門部会の実施回数（回） （各部会 年2回開催）	6	6	6

目標（４）表 28 発達障がい児等に対する支援

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ペアレントメンター（支援者）と保護者をマッチングするコーディネーターの配置（人）	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）（人）	10	10	10
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）（人）	3	5	7
ペアレントメンターの人数（人）	22	22	22
ピアサポートの活動への参加人数 （ペアレントメンター相談会への参加人数）（人）	35	35	35

● 目標達成のための方策等

- ・ 基幹相談支援センターの設置については、障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センター、「こどもの相談室ふらっと」で行う現行の相談支援体制の枠組みを基に、その役割や必要性について先行事例を調査・研究しながら、本市にふさわしい設置形態の検討を進めます。
- ・ また、障がい者総合相談窓口と障がい者（北部・南部）地域相談支援センター、「こどもの相談室ふらっと」が共同で地域の相談支援事業所を対象に事例検討会を実施

し、相談支援体制の強化を図っており、この活動を継続することで、連携強化や人材育成に努めます。

- ・ 松山市障がい者総合支援協議会では、3つの専門部会のうち、相談支援部会が中心となり、障がい者総合相談窓口と障がい者（北部・南部）地域相談支援センターと連携しながら、地域の相談支援事業所が参画する事例検討会の実施方法等について検討します。各専門部会は、主任相談支援専門員に中核を担っていただき、地域の相談支援事業所に適時オブザーバーとして出席を求めるなど、情報共有等を一層図りながら、緊密に連携できる体制を目指します。
- ・ また、各専門部会での協議内容を市ホームページに掲載するなど、その活動内容を積極的に情報発信して、地域の相談支援事業所等と地域課題についての情報共有に努めます。
- ・ 令和4年度から松山市が独自で行っているペアレントメンターによる子どもの発達障がい等に関する相談会（ペアレントメンター相談会）を、これまでの年4回から頻度を増やすなど、取組を強化し、発達障がい児等を育てる保護者の不安解消につなげます。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるため、国の基本指針に基づき、目標を設定しました。

国の基本指針

- ・ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
- ・ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

● 目標設定

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度
(1) 県が実施する研修等への市職員の参加人数(人)	6	6	6
(2) 障害者自立支援審査支払等システムを活用した事業所や自治体との共有回数(回)	2	2	2
(3) 指導監査結果の関係自治体との共有(回)	1	1	1

● 目標達成のための方策等

障がい福祉課及び保健予防課に配属されている職員が、障害福祉サービス、障害者総合支援法の具体的内容の理解促進や、愛媛県や関係機関との連携強化に努め、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

第4章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込量等

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等と児童福祉法に基づく障害児通所支援等は、サービスを提供する各事業者が、障がい者等の障がいの種別や程度及び家庭の状況などを踏まえて、個別のニーズに沿ったサービスを提供しています。

本計画では、国から示された見込量の推計方法等を参考にしながら、近年のサービス利用状況を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービス利用量等の見込量を設定し、その見込量を確保するための方策に取り組みます。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

令和3年度から令和5年度までの訪問系サービスの利用実績は、利用人数及び利用時間共に見込量と同等程度であり、今後も同水準で推移することが見込まれます。

今後、ヘルパー養成研修等の周知を行うなどにより、人材確保や事業所の参入促進に努め、65歳以上の障がい者のために、介護保険分野との連携強化を図ります。また、重度訪問介護等、利用量の増加が見込まれるものについては、愛媛県など関係機関と連携して体制確保につなげます。

表 29 1か月当たりの訪問系サービスの利用実績及び見込み

項目			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	利用人数 (人)	見込	1,040	1,050	1,060	1,185	1,213	1,242
		実績	1,129	1,152	1,158			
	利用時間 (時間)	見込	17,550	17,718	17,887	18,314	18,471	18,629
		実績	18,684	18,692	18,158			
重度訪問介護	利用人数 (人)	見込	64	66	68	66	68	69
		実績	63	64	65			
	利用時間 (時間)	見込	24,138	25,104	26,108	25,923	26,753	27,608
		実績	24,349	25,461	25,120			

項目			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
同行援 護	利用人数 (人)	見込	280	280	280	250	250	250
		実績	246	243	240			
	利用時間 (時間)	見込	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
		実績	5,690	5,990	6,113			
行動援 護	利用人数 (人)	見込	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3			
	利用時間 (時間)	見込	77	77	77	105	115	124
		実績	73	100	97			
重度障 害者等 包括支 援	利用人数 (人)	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用時間 (時間)	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
合計	利用人数 (人)	見込	1,387	1,399	1,411	1,504	1,534	1,563
		実績	1,441	1,462	1,466			
	利用時間 (時間)	見込	48,765	49,899	51,072	51,343	52,338	53,362
		実績	48,796	50,242	49,488			

※実績は各年度3月分の実績で、令和5年度は10月分の実績を記載しています。

(参考) 表 30 訪問系サービス事業所数の推移

項目	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	110	106	110
重度訪問介護	88	81	86
同行援護	39	38	37
行動援護	10	7	8
重度障害者等包括支援	0	0	0

※事業所数は各年度末の実績で、令和5年度は12月1日時点の情報です。

(2) 日中活動系サービス

生活介護や短期入所については、重度障がい者¹⁰の受入れ状況を検証するために、利用者のなかでも重度障がい者の受入れ状況を検証するため、令和6年度から新たに見込量を設定しました。

就労支援については、第3章に記載したとおり、アンケート等を通じて一般就労につながった実績の集計や目標達成のための課題の洗い出しなど、状況把握に努めるとともに、事業所との連携強化に努めます。令和7年度から開始予定の就労選択支援については、情報収集に努め事業者の参入を促します。

短期入所については、第3章で記載した地域生活支援拠点等の機能強化と合わせて、今後も受入体制の充実に向け、事業者間の連携を図りながら、サービス提供基盤の確保に努めます。

表 31 1か月当たりの日中活動系サービスの利用実績及び見込み

項目			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	利用人数 (人)	見込	1,215	1,217	1,219	1,290	1,304	1,318
		実績	1,251	1,268	1,276			
	うち、重 度障がい 者(人)	見込	R6年度から見込量を設定			588	595	601
		実績	—	—	582			
	利用量 (人日 ¹¹)	見込	23,728	23,768	23,807	25,045	25,346	25,651
		実績	24,315	24,900	24,748			
自立訓練 (機能訓 練)	利用人数 (人)	見込	7	7	7	10	10	10
		実績	8	10	12			
	利用量 (人日)	見込	123	123	123	145	145	145
		実績	114	140	159			
自立訓練 (生活訓 練)	利用人数 (人)	見込	23	25	27	31	33	36
		実績	19	18	28			
	利用量 (人日)	見込	240	259	280	416	456	499
		実績	257	299	380			

¹⁰ 重度障がい者：当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定

¹¹ 人日：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

項目			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労移行 支援	利用人数 (人)	見込	100	110	120	116	122	128
		実績	117	107	110			
	利用量 (人日)	見込	1,770	1,947	2,124	2,140	2,278	2,425
		実績	2,127	1,822	2,010			
就労継続 支援A型	利用人数 (人)	見込	801	804	807	880	896	912
		実績	815	845	865			
	利用量 (人日)	見込	16,196	16,256	16,317	17,863	18,240	18,626
		実績	16,859	17,287	17,493			
就労継続 支援B型	利用人数 (人)	見込	1,592	1,679	1,771	2,016	2,091	2,167
		実績	1,690	1,844	1,945			
	利用量 (人日)	見込	26,220	27,653	29,168	35,215	36,703	38,253
		実績	29,395	32,567	33,788			
就労定着 支援	利用人数 (人)	見込	38	56	75	75	91	110
		実績	43	58	62			
就労選択 支援	利用人数 (人)	見込	R7年度から開始予定			—	5	5
		実績	—	—	—			
療養介護	利用人数 (人)	見込	80	80	80	72	70	69
		実績	75	74	73			
短期入所 (福祉 型)	利用人数 (人)	見込	322	322	322	300	300	300
		実績	185	209	263			
	うち、重 度障がい 者(人)	見込	R6年度から見込量を設定			94	94	94
		実績	—	—	82			
	利用量 (人日)	見込	1,782	1,782	1,782	1,600	1,600	1,600
		実績	1,295	1,309	1,574			
短期入所 (医療 型)	利用人数 (人)	見込	29	29	29	42	44	47
		実績	30	36	39			
	利用量 (人日)	見込	151	151	151	198	199	200
		実績	124	167	197			

※実績は各年度3月分の実績で、令和5年度は10月分の実績を記載しています。

(参考) 表 32 日中活動系サービス事業所数等の推移

項目		R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	事業所数	66	70	79
	定員数 (人)	1,807	1,952	2,091
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	2	2	2
	定員数 (人)	25	25	25
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	2	3	4
	定員数 (人)	32	34	40
就労移行支援	事業所数	14	14	14
	定員数 (人)	182	177	177
就労継続支援 (A型)	事業所数	42	48	50
	定員数 (人)	760	826	841
就労継続支援 (B型)	事業所数	80	95	104
	定員数 (人)	1,517	1,759	1,949
就労定着支援	事業所数	8	9	9
	定員数 (人)	—	—	—
療養介護	事業所数	0	0	0
	定員数 (人)	0	0	0
短期入所 (福祉型)	事業所数	30	31	36
	定員数 (人)	105	109	139
短期入所 (医療型)	事業所数	1	1	1
	定員数 (人)	16	16	16

※事業所数及び定員数は各年度末の実績で、令和5年度は12月1日時点の情報です。

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、第3章に記載のとおり、令和5年度から市街化調整区域にも事業所を新設できるように要件を緩和しており、この要件緩和について各事業所に周知するとともに、国の施設整備補助事業等の活用を促すことで、体制整備に努めます。また、令和6年度から共同生活援助のなかでも、「介助サービス包括型」など種別ごとの見込量や、利用者のなかでも重度の障がい者の受け入れ状況の見込量を新たに設定し、地域移行の状況の検証につなげます。

表 33 1か月当たりの居住系サービスの利用人数の実績及び見込み（人）

項目		第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	見込	3	4	5	5	5	5
	実績	5	2	5			
共同生活援助 (合計)	見込	498	533	571	761	823	892
	実績	576	639	704			
共同生活援助 (介助サービス包 括型)	見込	R6年度から見込量を設定			687	743	804
	実績	537	584	635			
共同生活援助 (外部サービス 利用型)	見込	R6年度から見込量を設定			15	16	18
	実績	16	15	14			
共同生活援助 (日中サービス 支援型)	見込	R6年度から見込量を設定			59	64	70
	実績	23	40	55			
共同生活援助利 用者数のうち、 重度障がい者	見込	R6年度から見込量を設定			103	111	120
	実績	—	—	95			
施設入所支援	見込	449	448	447	463	460	457
	実績	463	463	464			

※実績は各年度3月分の実績で、令和5年度は10月分の実績を記載しています。

(参考) 表 34 居住系サービス事業所数等の推移

項目		R3 年度	R4 年度	R5 年度
自立生活援助	事業所数	3	3	3
	定員数 (人)	—	—	—
共同生活援助	事業所数	46	54	60
	定員数 (人)	906	1,018	1,091
施設入所支援	事業所数	14	14	14
	定員数 (人)	620	620	620

※事業所数及び定員数は各年度末の実績で、令和5年度は12月1日時点の情報です。

2 相談支援

相談支援従事者初任者研修、現任研修等に対応し、障がい者総合支援協議会・相談支援部会や障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センター等と連携して相談支援専門員の確保や質の向上に努めます。

表 35 1 か月当たりの計画相談支援及び地域相談支援の利用人数の実績及び見込み
(人)

項目		第 6 期障がい福祉計画・ 第 2 期障がい児福祉計画			第 7 期障がい福祉計画・ 第 3 期障がい児福祉計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	見込	1,385	1,464	1,546	1,180	1,180	1,180
	実績	1,180	1,252	1,170			
地域移行支援	見込	25	25	25	25	25	25
	実績	13	11	15			
地域定着支援	見込	70	70	70	70	70	70
	実績	53	48	46			

※実績は各年度 3 月分の実績で、令和 5 年度は 12 月分の実績を記載しています。

(参考) 表 36 計画相談支援事業所及び地域相談支援事業所数の推移

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援	63	60	64
地域移行支援	21	22	23
地域定着支援	21	22	23

※事業所数は各年度末の実績で、令和 5 年度は 12 月 1 日時点の情報です。

3 障害児通所支援

これまでの利用実績では、児童発達支援、放課後等デイサービスともに見込量を大きく上回っており、特に放課後等デイサービスの利用人数及び利用量の伸びが顕著で、今後も増加傾向が続くと見込まれます。それぞれの事業所数は増加しているものの、あわせて支援の質の向上が求められています。

そのため、第3章で記載のとおり、「松山市児童発達支援連絡協議会」の活動を通じて、児童発達支援事業所の課題の共有や相互の情報交換を行うほか、放課後等デイサービスの事業所についても同様に、情報交換や課題共有を行う体制づくりを検討し、各事業所との連携強化に努めることで、支援の質の向上につなげます。

また、「こどもの相談室ふらっと」での相談支援や、保健、教育の関係機関との連携を通じて、障がい児等が、その年齢、特性等に応じた切れ目のない支援を受けられる体制の確保に努めます。

表 37 1か月当たりの障害児通所支援の利用実績及び見込み

項目			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達 支援	利用人数 (人)	見込	667	688	710	827	862	898
		実績	824	846	794			
	利用量 (人日)	見込	4,707	4,747	4,787	7,068	7,445	7,841
		実績	6,229	6,765	6,711			
医療型児 童発達支 援	利用人数 (人)	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用量 (人日)	見込	-	-	-	0	0	0
		実績	0	0	0			
放課後等 デイサー ビス	利用人数 (人)	見込	924	960	998	1,575	1,639	1,705
		実績	1,169	1,335	1,514			
	利用量 (人日)	見込	12,191	12,858	13,561	20,992	22,155	23,384
		実績	15,995	18,688	19,889			
保育所等 訪問支援	利用人数 (人)	見込	6	8	10	18	23	26
		実績	7	15	17			
	利用量 (人日)	見込	12	16	20	36	40	45
		実績	16	23	30			

項目			第 6 期障がい福祉計画・ 第 2 期障がい児福祉計画			第 7 期障がい福祉計画・ 第 3 期障がい児福祉計画		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅訪問 型児童発 達支援	利用人数 (人)	見込	1	3	5	1	1	1
		実績	1	0	1			
	利用量 (人日)	見込	5	15	25	5	5	5
		実績	8	0	5			

※実績は各年度 3 月分の実績で、令和 5 年度は 10 月分の実績を記載しています。

(参考) 表 38 障害児通所支援事業所数等の推移

項目		R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援	事業所数	41	50	59
	定員数 (人)	537	627	707
医療型児童発達支援	事業所数	0	0	0
	定員数 (人)	0	0	0
放課後等デイサービス	事業所数	85	97	110
	定員数 (人)	806	934	1,048
保育所等訪問支援	事業所数	4	6	7
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	1	2	2

※事業所数及び定員数は各年度末の実績で、令和 5 年度は 12 月 1 日時点の情報です。

4 障害児相談支援

相談支援従事者初任者研修等で、「こどもの相談室ふらっと」や松山市障がい者総合支援協議会の相談支援部会等と連携して、相談支援専門員の確保や質の向上に努めます。また、児童発達支援センターや松山市障がい者総合支援協議会のこども支援部会等とも連携し、児童の支援に関する研修を通して相談支援専門員のスキルアップを図り、障がい児の支援に従事できる相談支援専門員数の増加につなげます。

表 39 1 か月当たりの障害児相談支援の利用人数の実績及び見込み（人）

項目		第 6 期障がい福祉計画・ 第 2 期障がい児福祉計画			第 7 期障がい福祉計画・ 第 3 期障がい児福祉計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援 利用児童数	見込	207	217	228	280	290	300
	実績	269	273	217			

※実績は各年度 3 月分の実績で、令和 5 年度は 10 月分の実績を記載しています。

(参考) 表 40 障害児相談支援事業所数の推移

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害児相談支援	47	43	46

※事業所数は各年度末の実績で、令和 5 年度は 12 月 1 日時点の情報です。

5 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ

関係部門と連携して、保育所、認定こども園等での障がい児の受入れ状況を把握するため、障がい児の受入れに係る見込量を設定します。

表 41 保育所等の障がい児の受入れに関する実績及び見込み（月間の平均利用児童数）

項目			第 6 期障がい福祉計画・ 第 2 期障がい児福祉計画			第 7 期障がい福祉計画・ 第 3 期障がい児福祉計画		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
保育所	利用人数 (人)	見込	225	253	283	213	227	234
		実績	265	206	202			
認定こども園	利用人数 (人)	見込	129	165	217	61	65	61
		実績	79	45	54			
放課後等 児童健全 育成事業	利用人数 (人)	見込	62	62	62	87	88	89
		実績	57	62	69			

※令和 5 年度の実績は、令和 5 年 10 月時点の情報を記載しています。

第5章 地域生活支援事業の実施状況と見込量等

本市では、障害者総合支援法第77条の規定に基づく市町村地域生活支援事業について、これまで各年度で事業の種類ごとに必要な見込量を設定し、その確保に努めてきました。本計画でも、必要なサービス量等について、現在の利用状況や利用者の推移を基礎として令和6年度から令和8年度の見込み（実施状況、利用量、利用人数等）を設定し、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 理解促進研修・啓発事業

市民の障がい者等への理解を深めるために、研修や啓発を通して、市民に働きかけを行う事業で、「障害者週間」等の啓発や「バリアフリーマップ」の作成等の取組を実施します。

2 自発的活動支援事業

障がい者、家族、市民等による地域での自発的な取組を支援する事業で、「本人活動支援事業」や「地域移行者等交流事業（サロン）」を実施しており、引き続きこれらの事業を実施します。

3 相談支援事業

障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センターに加え、令和4年度に開設した「こどもの相談室ふらっと」で年間延べ約25,000～30,000件程度の相談を受けており、今後もこれらの事業を継続して実施します。

表 42 総合的・専門的な相談支援の実施件数（件）

項目		第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
相談支援の実施件数	見込	22,000	22,000	22,000	30,000	30,000	30,000
	実績	26,576	33,909	26,250			

※障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センター、「こどもの相談室ふらっと」での相談支援の実施件数で、令和5年度は12月末時点の情報です。

4 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者と精神障がい者を対象に、成年後見制度の利用に要する費用の負担が難しい方に必要な支援を行う事業で、利用実績及び利用見込みは、以下のとおりです。引き続き制度の趣旨や窓口の周知を行い、適正に制度が活用されるよう努めます。

表 43 成年後見制度利用支援事業の利用人数の実績及び見込み（人）

項目		第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度	見込	21	22	23	20	20	20
	実績	16	15	11			

※令和5年度は令和5年10月末時点の情報です。

5 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図っています。また、市役所内に手話通訳者を配置し、各種申請・相談業務等の支援に対応することにより、聴覚、言語・音声機能等の障がい者の社会参加を促進する事業であり、社会福祉法人松山市社会福祉協議会に委託して、事業を行っています。今後も関係機関と連携し、派遣事業の周知を行い、見込量の確保に努めていきます。

表 44 意思疎通支援事業の実績及び見込み

項目			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
意思疎通支援事業（個人派遣）	利用量（件）	見込	6,817	7,021	7,232	6,300	6,300	6,300
		実績	6,098	4,905	2,966			
意思疎通支援事業（大会等派遣）	派遣人数（人）	見込	184	178	173	160	160	160
		実績	24	43	113			
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			

※令和5年度は令和5年11月末時点の情報です。

6 日常生活用具給付等事業

障がい者の日常がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与する事業で、給付対象者に対する窓口等での説明とともに、医療機関、市のホームページ、広報まつやま等を通して周知を行い、制度の普及促進を図ります。

また、対象となる用具についても、障がいや生活の状況に応じた給付を行うとともに、福祉用具の機能や品質、新たな技術の状況や他の地方公共団体の給付実績等について情報収集を行い、適宜、品目の追加検討を行うなど、適切な給付に努めます。

表 45 日常生活用具給付等事業の実績及び見込み

項目			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ストマ用 装具	給付件数 (件)	見込	9,800	9,800	9,800	10,000	10,000	10,000
		実績	9,929	9,418	6,768			
紙おむつ	給付件数 (件)	見込	2,600	2,650	2,650	2,700	2,750	2,750
		実績	2,635	2,568	1,684			
人工内耳 用電池	給付件数 (件)	見込	550	600	650	660	700	700
		実績	465	549	275			
その他	給付件数 (件)	見込	500	550	600	600	650	650
		実績	387	366	263			
合計	給付件数 (件)	見込	13,450	13,600	13,700	13,960	14,100	14,100
		実績	13,416	12,901	8,990			

※令和5年度は令和5年12月末までに支払いが完了した件数です。

7 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通に支障のある障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得し、聴覚障がい者等との交流活動等を行う者をいう。以下同じ。）を養成するため、社会福祉法人松山市社会福祉協議会に委託して、事業を行っています。今後も、講座の周知等を行い、関係機関と連携して手話奉仕員の養成に努めていきます。

表 46 手話奉仕員養成研修事業の修了者実績及び見込者数（人）

項目		第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話奉仕員養成研修事業 （一般）修了者数	見込	42	42	42	50	50	50
	実績	43	22	52			

※令和5年度は令和5年12月末時点の情報です。

8 移動支援事業

屋外での移動が難しい障がい者等に対し、円滑に外出することができるよう支援を行っています。同行援護と調整を図りながら、適正かつ有効な利用につなげます。

表 47 1か月当たりの移動支援の利用実績及び見込み

項目			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
移動 支援	実利用人数 （人）	見込	220	220	220	230	230	230
		実績	192	236	229			
	延べ利用時間 （時間）	見込	2,307	2,307	2,307	2,400	2,400	2,400
		実績	1,706	2,231	2,255			

※実績は各年度3月分の実績で、令和5年度は10月分の実績を記載しています。

（参考）表 48 移動支援事業所数の推移

項目	R3年度	R4年度	R5年度
移動支援	96	96	97

※事業所数は各年度末の実績で、令和5年度は12月1日時点の情報です。

9 地域活動支援センター事業

通所により、創作的活動、生産活動、社会との交流促進やその他の支援を行う事業で、令和5年度時点では地域活動支援センターI型の事業所に対して、補助金を交付しており、引き続き補助金の交付によりサービスの提供体制の確保に努めます。

表 49 地域活動支援センター機能強化事業の実績及び見込み

項目			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
補助金 交付箇所	交付箇所数 (箇所)	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
補助金交付 事業所の 実利用者数	実利用者数 (人)	見込	150	150	150	170	170	170
		実績	162	145	148			

※交付箇所数や実利用者数は各年度末の実績で、令和5年度は10月末時点の情報です。

10 障害児等療育支援事業

地域で生活する障がい児やその家族を支えるために、身近な地域で発達支援に関する指導等が受けられるよう必要な支援を行う事業で、市内で児童発達支援センターを運営している4つの社会福祉法人に事業を委託しています。今後も引き続き、各法人と連携して事業を実施します。

表 50 障害児等療育支援事業の実績及び見込み

項目		第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害児等療育 支援事業実施 箇所数	見込	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	4			

※事業所数は各年度末の実績で、令和5年度は12月時点の情報です。

1 1 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者養成研修及び要約筆記者養成研修は、本市が社会福祉法人松山市社会福祉協議会に委託して実施しています。また、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修は、愛媛県と本市の連携事業として、特定非営利活動法人えひめ盲ろう者友の会に委託して実施しています。今後も手話通訳等の担い手の育成のため、関係機関と連携し、研修の周知を行い、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成と確保に努めます。

表 51 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修の実績及び見込み

項目		第 6 期障がい福祉計画・ 第 2 期障がい児福祉計画			第 7 期障がい福祉計画・ 第 3 期障がい児福祉計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話通訳者養成 研修修了者数 (人)	見込	35	35	35	15	15	15
	実績	10	11	11			
要約筆記者養成 研修修了者数 (人)	見込	11	11	11	15	15	15
	実績	13	5	7			
盲ろう者向け通 訳・介助員養成 研修修了者数 (人)	見込	3	3	3	10	10	10
	実績	4	4	10			

※令和 5 年度の実績は、令和 5 年 12 月末時点の情報です。

1 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣は、本市が特定非営利活動法人えひめ盲ろう者友の会に委託して、実施しています。令和5年12月末時点で、利用者として3人が登録され、盲ろう者向け通訳・介助員として126人が登録されています。今後も関係機関と連携し、派遣事業の周知等を行い、適切な派遣に努めていきます。

表 52 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実績及び見込み

項目		第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業 派遣実績(件)	見込	120	120	120	150	150	150
	実績	153	176	74			

※令和5年度の実績は、令和5年11月末時点の情報です。

1 3 任意事業

(1) 日中一時支援事業

過去の実績を踏まえ、実利用者数の見込みを設定しました。なお、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しましたが、今後は利用ニーズが回復することを想定して、見込量を設定しました。

表 53 1か月当たりの日中一時支援事業の利用実績及び見込み

項目			第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日中一 時支援 事業	実利用者数 (人)	見込	160	160	160	100	110	120
		実績	74	77	81			

※実績は各年度3月分の実績で、令和5年度は10月分の実績を記載しています。

(参考) 表 54 日中一時支援事業所数の推移

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度
日中一時支援	28	30	28

※事業所数は各年度末の実績で、令和 5 年度は 12 月 1 日時点の情報です。

(2) その他の任意事業

地域生活支援事業名	事業内容
訪問入浴サービス	看護師若しくは准看護師又は介護職員が、身体障がい者・児の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護を行います。
生活訓練等	障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。
地域移行のための安心生活支援	障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備します。
レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室やスポーツ大会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他の障がい者等に分かりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がいに関する事業の紹介、生活情報その他の障がい者等が地域生活を営む上で必要な情報を定期的又は必要に応じて適宜、障がい者等に提供します。
奉仕員養成研修	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成します。
障害支援区分認定等事務	障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定事務の円滑かつ適切な実施を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

第6章 資料編

1 障がい者等の概況

(1) 身体障害者手帳台帳登録数（等級別交付状況）（各年3月末現在、単位：人）

等級	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
1級	7,422	6,164	6,239	6,326	6,154	6,038
2級	4,984	4,405	4,323	4,252	4,174	4,059
3級	4,941	4,902	4,847	4,764	4,665	4,561
4級	5,276	5,898	5,699	5,890	5,737	5,617
5級	1,336	1,570	1,577	1,598	1,585	1,527
6級	945	1,963	1,966	1,956	1,931	1,893
合計	24,904	24,902	24,651	24,786	24,246	23,695

(2) 身体障害者手帳台帳登録数（障がい種別交付状況）（各年3月末現在、単位：人）

種別	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
視覚	1,860	1,921	1,911	1,897	1,839	1,813
聴覚・平衡	1,591	1,511	1,520	1,522	1,517	1,494
音声・言語・ そしゃく	504	498	496	488	475	465
肢体不自由	14,415	14,687	14,467	14,262	13,931	13,431
内部障がい	6,534	6,285	6,257	6,617	6,484	6,492
合計	24,904	24,902	24,651	24,786	24,246	23,695

(3) 身体障害者手帳台帳登録数（年齢別交付状況）（各年3月末現在、単位：人）

年齢	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
18歳未満	530	534	495	502	470	470
18歳以上	24,374	24,368	24,156	24,284	23,776	23,225
合計	24,904	24,902	24,651	24,786	24,246	23,695

※(1)(2)(3)は、等級・障がい種別で重複して計上しているため、実人数とは異なります。

(4) 療育手帳所持者数（程度別交付状況）（各年3月末現在、単位：人）

程度	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
A（重度）	1,545	1,600	1,549	1,313	1,685	1,690
B（中軽度）	2,314	2,431	2,458	2,836	2,743	2,861
合計	3,859	4,031	4,007	4,149	4,428	4,551

(5) 療育手帳所持者数（年齢別交付状況）（各年3月末現在、単位：人）

年齢	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
18歳未満	911	984	1,004	912	963	1,011
18歳以上	2,948	3,047	3,003	3,237	3,465	3,540
合計	3,859	4,031	4,007	4,149	4,428	4,551

(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別交付状況）

（各年3月末現在、単位：人）

等級	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
1級	441	443	416	380	374	373
2級	2,545	2,721	2,984	3,076	3,203	3,406
3級	671	784	931	990	1114	1249
合計	3,657	3,948	4,331	4,446	4,691	5,028

(7) 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（各年3月末現在、単位：人）

H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
4,570	4,511	4,584	4,570	4,511	4,584

(8) 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数（各年3月末現在、単位：人）

H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
565	585	573	570	503	491

(9) 障害福祉サービス及び障害児通所支援支給決定者数（実数）の推移（人）

種類\月	R2年3月	R3年3月	R4年3月	R5年3月
障害福祉サービス	5,162	5,313	5,523	5,709
（身体障がい者）	1,368	1,364	1,360	1,339
（知的障がい者）	1,824	1,878	1,929	2,030
（障がい児）	217	202	213	210
（精神障がい者）	1,682	1,786	1,934	2,034
（難病患者）	71	83	87	96
障害児通所支援	1,815	2,037	2,300	2,502
合計	6,977	7,350	7,823	8,211

※障害福祉サービス支給決定者数の内訳は、主たる障がい集計しています。

2 松山市障がい者総合支援協議会

(1) 設置要領

松山市障がい者総合支援協議会設置要領

(目的及び設置)

第1条 この要領は、松山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年松山市規則第57号）に定めるもののほか、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、地域における障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する松山市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワークの構築
- (2) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策
- (3) 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発及び改善
- (4) 個別事例への支援のあり方と調整
- (5) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業者の運営評価及び体制整備
- (6) 権利擁護に関すること。
- (7) 障害福祉計画の策定内容及び変更内容
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が前条の目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療の関係者
- (2) 教育又は雇用関係機関の代表者
- (3) 障がい者関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(意見等の聴取)

第5条 協議会は，協議に必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，意見又は説明を聴くことができる。

(連絡調整会)

第6条 協議会の所掌事項について，個別具体的な事項を検討し，又は問題に対処するとともに，協議会への付議等について必要な協議又は調整を行うため，協議会に連絡調整会を設置することができる。

2 連絡調整会は，前項の協議，調整等の結果を会長に報告するものとする。

3 連絡調整会の構成及び運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。

(守秘義務)

第7条 委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託)

第8条 市長は，協議会に関する事務の一部を，事務の適正な執行をすることができる者にと認めらるる者に委託することができる。

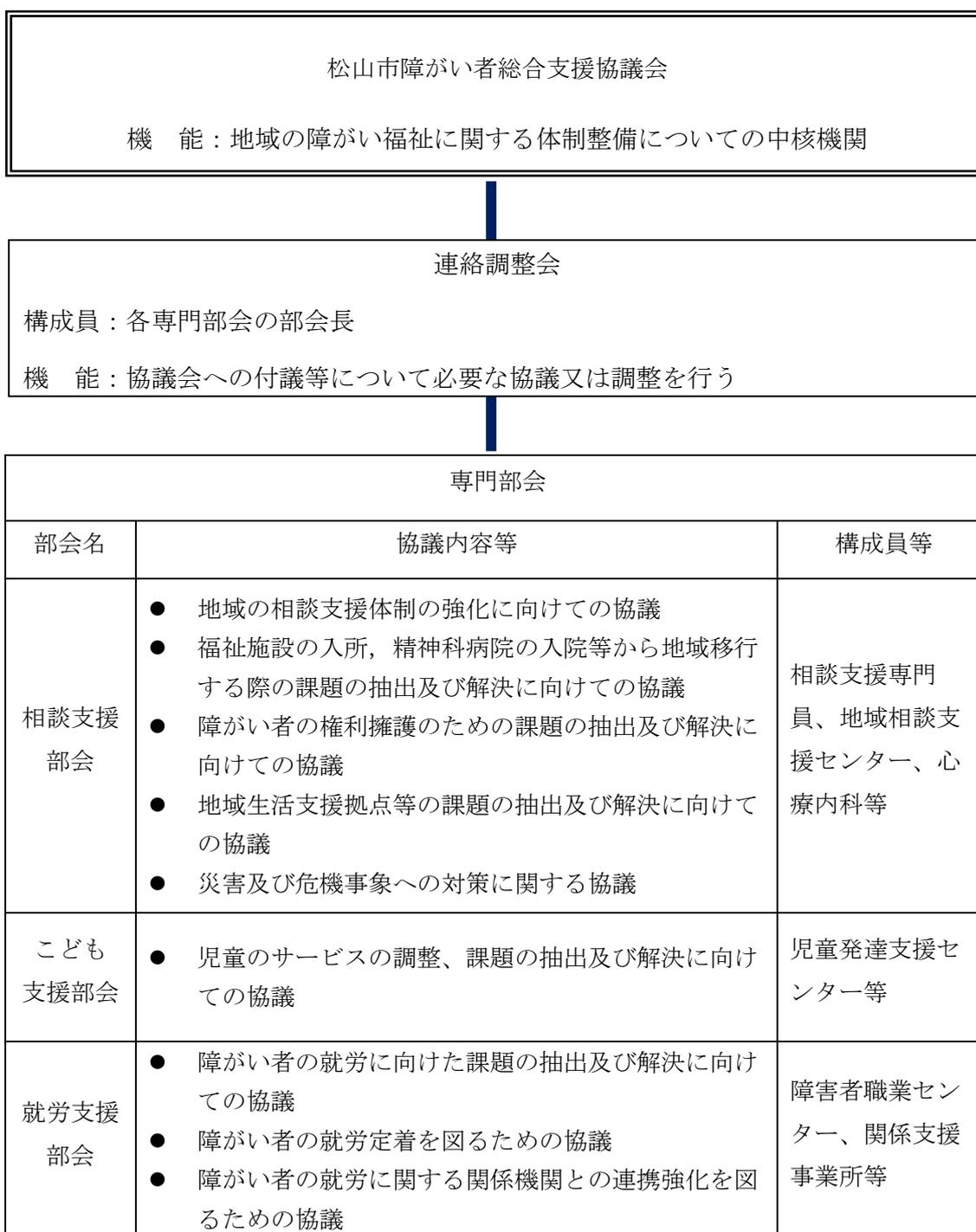
(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要領は，平成24年4月1日から施行する。

(2) 松山市障がい者総合支援協議会組織図



(3) 「松山市障がい者総合支援協議会」委員等名簿（令和5年12月時点）

(順不同・敬称略)

氏名	所属機関
増田 頼昭	松山市医師会 (身体部門) 増田整形外科
越智 眞理	松山市医師会 (知的・精神部門) 眞理こころのクリニック
河野 美和香	松山公共職業安定所 統括職業指導官
柴田 勝	松山商工会議所 総合企画部総合企画課 担当課長
大川 正人	松山青年会議所 理事長
日高 幸徳	愛媛障害者職業センター 所長
阿部 晋一	愛媛県立みなら特別支援学校 教頭
野本 理江	愛媛県立しげのぶ特別支援学校 教頭
丹下 美輪 (会長)	聖カタリナ大学 教授
近藤 益代	聖カタリナ大学 准教授
穴山 聡	愛媛県福祉総合支援センター 所長
廣瀬 浩美	愛媛県心と体の健康センター 所長
梁瀬 祐史	愛媛県松山東警察署 生活安全調査官
野瀬 毅	松山市障がい者団体連絡協議会 会長
重川 暁見	松山市精神障がい者地域家族会 明星会 事務局長
庭瀬 佳世子	松山市内部疾患障害者協議会 副会長
徳永 隆子	松山市民生児童委員協議会 障がい者福祉部会部会長

部会	氏名	所属機関
相談支援部会	丸田 一郎 梶浦 英与◎ 藤本 篤◎ 山口 秀人◎ 清家 斉 和田 真由子◎ 谷本 圭吾 増田 晋資 三好 亜里紗	NPO 法人ほっとねっと 相談支援事業所ほっとねっと 松山市障がい者 北部地域相談支援センター 松山市障がい者 南部地域相談支援センター ケアサポートまつやま 社会福祉法人きらりの森 こどもの相談室ふらっと 味酒心療内科 社会福祉法人 泰斗福祉会 指定相談支援事業所 医療法人敬愛会 久米病院
こども支援部会	和田 真由子◎ 重見 幸二 今村 高博 山先 光浩	こどもの相談室ふらっと 天使園 あゆみ学園 ひまわり園
就労支援部会	山口 秀人◎ 幸 恵子 高向 伸治 目戸 孝志 松本 潤 森 純子	ケアサポートまつやま 愛媛県立愛媛中央産業技術専門校 (松山駐在) 愛媛障害者職業センター えひめ障がい者就業・生活支援センター 松山福祉園 障害者多機能型事業所ここいろ

◎：主任相談支援専門員

※市の関係部局は省略

(4) 松山市障がい者総合支援協議会への意見照会

5松（障）第1050号
令和5年12月15日

松山市障がい者総合支援協議会 会長 様

松山市長 野志 克仁
(障がい福祉課扱い)

「松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画（素案）」に対する御意見等について（依頼）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第9項及び児童福祉法（昭和22年法律164号）第33条の20第9項に基づき、「松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画」の内容について貴協議会から御助言、御意見をいただきたく、よろしくお願ひします。

(5) 松山市障がい者総合支援協議会からの意見書

令和6年2月1日

松山市長 野志 克仁 様

松山市障がい者総合支援協議会
会長 丹下 美輪

松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画（素案）に対する松山市障がい者総合支援協議会の意見について

令和5年12月15日付5松（障）第1050号で意見を求められた、松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画（素案）について、下記のとおり答申します。

記

「松山市障がい者総合支援協議会・連絡調整会」からの以下（1）（2）の意見のとおり、松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画（素案）の修正等を検討すること。

(1) 松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画（素案）に対する意見について

(2) 松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画（修正案）

以上

(1)

松山市障がい者総合支援協議会・連絡調整会

松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画（素案）に対する意見について

令和5年12月15日付5松（障）第1050号で松山市から松山市障がい者総合支援協議会に意見を求められた、松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）（素案）について、下記のとおり意見書を提出します。

1 「施設入所者の地域生活への移行」について

- ・ 松山市第6期障がい福祉計画・松山市第2期障がい児福祉計画（以下「前計画」という。）で設定した施設入所者数の減少の目標達成は難しい状況であり、本計画では、今後の地域移行の促進のため、施設入所者の状況について調査するなど、現状分析と課題の洗い出しに関する具体的な取組について記載すべきであると考えます。

2 「福祉施設から一般就労への移行等」について

- ・ 一般就労への移行者数について、前計画の目標達成が難しい状況ですが、民間企業での障がい者の法定雇用率の段階的な引き上げ（現行2.3%、令和6年4月2.5%、令和8年7月2.7%）を見据えて、前計画よりも高い目標設定が必要であるため、本計画（素案）の高い目標設定を支持します。
- ・ ただし、目標達成のためには、各事業所に対して、一般就労への移行者数の実績調査に留まらず、課題の確認と目標の共有や、「就労支援部会」等を通じた関係機関との連携に加えて、企業への障がい者雇用に関する理解促進への取組についての具体的な記載が必要だと考えます。

3 「障がい児支援の提供体制の整備等」について

- ・ 「こどもの相談室ふらっと」の設置や、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所数の増加等、障がい児に必要な支援につなぐ体制や、サービスの提供体制は整

備されつつありますが、対象の児童に適した支援や療育を継続的に提供するため、それぞれの事業所で提供するサービスの質の向上が必要です。また、これらの児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所に加えて、障害児相談支援事業所を含めた関係職員のスキルアップも必要と考えます。

- ・ これらの課題を踏まえて、乳幼児が通所する児童発達支援の事業所に対しては、令和4年度に発足した「松山市児童発達支援連絡協議会」など、情報交換や課題の共有を行う体制が整えられましたが、次期計画期間（令和8年度まで）において、学童期の児童が通所する放課後等デイサービスの事業所についても、事業所との連携体制の整備の検討が必要であると考えます。

4 「相談支援体制の充実・強化等」について

- ・ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）で示されているように、協議会（松山市障がい者総合支援協議会）の機能をより実効性のあるものとするのが求められているものの、市内の相談支援従事者などから、協議会の活動が分かりづらいとの声を聞きます。実態として、協議会の専門部会については、地域課題について継続的に議論がされてきましたが、その内容が地域の相談支援事業所等に十分に知られていないことが課題と考えています。
- ・ 本計画（素案）に記載のとおり、これらの専門部会と地域の相談支援事業所との連携の強化を図るだけでなく、その活動実績を積極的に情報発信することについても本計画に記載することを求めます。
- ・ また、本計画期間中（令和8年度まで）に、基幹相談支援センターの設置に向けて調査・研究を進め、協議会の機能と地域の相談支援体制の強化が一体的に図ることができる体制づくりを検討することが必要と考えます。

以 上

（意見取りまとめ）

松山市障がい者総合支援協議会	連絡調整会	
相談支援部会	部会長	丸田 一郎
こども支援部会	部会長	和田 真由子
就労支援部会	部会長	山口 秀人

(2) 松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画（修正案）

内容	計画素案 該当部分	計画修正案
1 「施設入所者の地域生活への移行」について	<p>(計画素案 P20)</p> <ul style="list-style-type: none"> また、施設入所者の障がい種別ごとの実態や地域移行の状況の把握に努めるほか、これまで継続的に実施している「松山市障がい者総合支援協議会」の「相談支援部会」での調査・研究に取り組みます。 	<p>(計画素案 P20)</p> <ul style="list-style-type: none"> また、施設入所者の障がい種別ごとの実態や地域移行の課題について、<u>施設や入所者にヒアリング等を実施し、実態の把握に努めるほか、これまで継続的に実施している松山市障がい者総合支援協議会の相談支援部会で、これらヒアリング等の結果を踏まえながら調査・研究</u>に取り組みます。 <p>※入所者の実態把握へ取組について追記</p>
2 「福祉施設から一般就労への移行等」について	<p>(計画素案 P27)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行者数等の実績について、これまで各事業所へのアンケートを通じて集計していましたが、今後は実績の確認だけではなく、目標数値の共有や目標達成のための課題の洗い出し、各サービス利用者の状況把握などができるようアンケート内容を見直して状況把握を行い、各事業者との連携強化に努めます。 	<p>(計画素案 P27)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行者数等の実績について、これまで各事業所へのアンケートを通じて集計していましたが、今後は実績の確認だけではなく、目標数値の共有や目標達成のための課題の洗い出し、各サービス利用者の状況把握などができるようアンケート内容を見直して状況把握を行い、各事業者との連携強化に努めます。 また、<u>本市が民間企業向けに実施する「発達障がい者就労支援研修会」で、引き続き発達障がい者の就労や職場定着に向けて配慮すべき内容についての周知啓発を実施しながら、民間</u>

		<p><u>企業等の障がい者雇用に対する理解の促進に努めます。</u></p> <p>※民間企業向けの意識啓発の取組について追記</p>
3 「障がい児支援の提供体制の整備等」について	<p>(計画素案 P29)</p> <ul style="list-style-type: none"> 松山市障がい者総合支援協議会のこども支援部会からの発案で、市内4カ所の児童発達支援センターが中心となって、令和4年10月に「松山市児童発達支援連絡協議会」が発足しました。同連絡協議会の活動を通じて、児童発達支援事業所の課題の共有や相互の情報交換を行います。加えて、放課後等デイサービスの事業所についても同様に、情報交換や課題共有を行う体制づくりを検討し、各事業所との連携強化に努めることで、障害児通所支援事業所での支援の質の向上につなげます。 	<p>(計画素案 P29)</p> <ul style="list-style-type: none"> 松山市障がい者総合支援協議会のこども支援部会からの発案で、市内4カ所の児童発達支援センターが中心となって、令和4年10月に「松山市児童発達支援連絡協議会」が発足しました。同連絡協議会の活動を通じて、児童発達支援事業所の課題の共有や相互の情報交換を行います。加えて、放課後等デイサービスの事業所についても同様に、情報交換や課題共有を行う体制づくりを検討し、各事業所との連携強化に努めることで、障害児通所支援事業所での支援の質の向上につなげます。 <p>※放課後等デイサービスの事業所との連携強化に向けた体制づくりに取り組み、支援の質の向上につなげる。</p> <p>(計画素案の修正なし)</p>
4 「相談支援体制の充実・強化等」について	<p>(計画素案 P32)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターの設置については、障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センター、「こどもの相談室ふらっと」で行う現行の相談支援体制の枠組みを基に、その役割や必要性につい 	<p>(計画素案 P32)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターの設置については、障がい者総合相談窓口、障がい者（北部・南部）地域相談支援センター、「こどもの相談室ふらっと」で行う現行の相談支援体制の枠組みを基に、その役割や必要性につい

	<p>て先行事例を調査・研究しながら、本市にふさわしい設置形態の検討を進めます。</p>	<p>て先行事例を調査・研究しながら、本市にふさわしい設置形態の検討を進めます。</p> <p>※基幹相談支援センターについては、現在の3カ所（障がい者総合相談窓口、障がい者北部・南部地域相談支援センター）の支援の実態や連携状況等について十分に精査を行い、基幹相談支援センターの設置について、計画期間内（令和8年度まで）にその方向性を見極める。 (計画素案の修正なし)</p>
<p>4 「相談支援体制の充実・強化等」について</p>	<p>(計画素案 P33)</p> <ul style="list-style-type: none"> 松山市障がい者総合支援協議会では、3つの専門部会のうち、相談支援部会が中心となり、障がい者総合相談窓口と障がい者（北部・南部）地域相談支援センターと連携しながら、地域の相談支援事業所が参画する事例検討会の実施方法等について検討します。各専門部会は、主任相談支援専門員に中核を担っていただき、地域の相談支援事業所と緊密に連携できる体制を目指します。 	<p>(計画素案 P33)</p> <ul style="list-style-type: none"> 松山市障がい者総合支援協議会では、3つの専門部会のうち、相談支援部会が中心となり、障がい者総合相談窓口と障がい者（北部・南部）地域相談支援センターと連携しながら、地域の相談支援事業所が参画する事例検討会の実施方法等について検討します。各専門部会は、主任相談支援専門員に中核を担っていただき、<u>地域の相談支援事業所に適時オブザーバーとして出席を求めるなど、情報共有等を一層図りながら、緊密に連携できる体制を目指します。</u> また、各専門部会での協議内容を市ホームページに掲載するなど、その活動内容を積極的に情報発信して、地域の相談支援事業所等と地域課題に

		<p><u>ついでの情報共有に努めま</u> <u>す。</u></p> <p>※専門部会の活動の情報発信につ いて追記</p>
--	--	--

3 松山市障がい福祉計画等策定検討会

(1) 開催要領

松山市障がい福祉計画等策定検討会開催要領

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく松山市第7期障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく松山市第3期障がい児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定にあたり、外部有識者、関係者、市民等の意見を反映させるため、松山市障がい福祉計画等策定検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、計画の策定に必要な事項に関し、次条の出席者相互の意見交換及び意見聴取を行う。

(出席者)

第3条 検討会の出席者は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 障がい福祉関係者
- (4) 障がいのある市民又はその親族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(運営)

第4条 検討会は、市長が招集し、開催する。

2 検討会の進行は、障がい福祉課が行う。

(庶務)

第5条 検討会に関する庶務は、障がい福祉課で処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年7月24日から施行する。

(2) 松山市障がい福祉計画等策定検討会（開催日：令和5年11月16日）

(順不同・敬称略)

氏名	所属機関	
上野 修一	愛媛県精神保健福祉協会	会長
近藤 益代	聖カタリナ大学	准教授
阿部 晋一	愛媛県立みなら特別支援学校	教頭
樫口 鈴子	愛媛県立しげのぶ特別支援学校	教頭
河野 美和香	松山公共職業安定所	統括職業指導官
清家 斉	一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会	事務局長
今村 高博	社会福祉法人あゆみ学園	児童発達支援管理責任者
丹生谷 孝之	特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会	理事長
岡部 國男	松山市障がい者団体連絡協議会	松山手をつなぐ育成会会長
淵川 千代	松山市内部疾患障害者協議会	理事
白石 準一	社会福祉法人松山市社会福祉協議会	総合相談支援課 課長
武田 梢	(公募参加者)	

4 その他資料

本計画の策定に当たって、現在の障がい者の生活実態等を把握するため、愛媛県と連携して障がい者ニーズ調査を行いました。その結果については、本市ホームページに掲載します。

松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画

令和6年3月発行

松山市保健福祉部障がい福祉課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

電話：089-948-6353 FAX：089-932-7553

メール：shougai@city.matsuyama.ehime.jp

松山市保健福祉部保健予防課

〒790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30番地5

電話：089-911-1816 FAX：089-923-6062

メール：hokenyobou@city.matsuyama.ehime.jp